

新型コロナウイルス感染症の影響で 失業・廃業・病気など 命を支える生活保護の利用を

生活保護は速やかに生活を支える制度です。憲法 25 条に基づく国民の権利です。
安倍首相も国会で「文化的な生活をおくる権利があるので、ためらわず申請してほしい」と答弁しています。

「生活と健康を守る会」に ご相談ください

一緒に
申請を



- ☆収入が生活保護基準を下回っていれば申請できます。
- ☆年齢、仕事がある・ないに関係なく申請できます。
- ☆年金を受給していても利用できる場合があります。
- ☆車や家を持っていても申請できる場合があります。

…こんな相談も…

- 国保・後期高齢者・介護保険料の納付猶予や減免。
- 持続化給付金の申請。
- 緊急小口資金、総合支援資金の申請。
- 住民税の納税猶予。
- 公共料金(電気・ガス・水道)の支払い猶予。

住居確保給付金

- ◆原則 3 か月、最大 9 か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給。
- ◆離職・廃業から 2 年以内、または休業などにより収入が減少して、住まいを失うおそれがある。

☆☆☆連絡先☆☆☆